

令和6年1月10日

第578回 海務協議会議題

1. G7関係閣僚会合等開催に伴う取締・検査への協力並びに年末特別警戒への協力に対する御礼について(配布資料無し)
2. 前回の質問「交通申請の代行と通関(関連)業務」について
3. 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部の改正について(施行前)
4. 税関庁舎停電に伴うNACCS利用不可について(2月3日(土)12:00~15:30)
5. その他・質疑応答

<横浜税関 出席者>

- | | |
|-------------|----------|
| ・ 監視部 | 内山 次長 |
| ・ 監視部総括許可部門 | 澤口 統括監視官 |
| ・ // | 志鳥 上席監視官 |

交通申請の代行と通関（関連）業務について

【質問】

船主から依頼された交通申請業務の代行(通関と無関係の単独交通)について、通関業法にのっとっての通関料を請求できますか。

【回答】

関税法第 24 条（船舶又は航空機と陸地との交通等）の申請については、通関業法第 2 条に掲げる「通関業務」ではないことから、通関業法上の規定の適用はありませんので、代行依頼を受けるかどうか、代行料については税関が関与するものではございません。

○他人の依頼に応じて税関に提出する場合の通関業法における業務種類について

通関業者は、他人の依頼に応じて税関官署に提出する通関書類のうち政令で定めるもの（略）については、通関士にその内容を審査させ、かつ、これに記名させなければならない。

（通関業法第 14 条）

法第 2 条第 1 号イの(1)の(一)から(5)までに掲げる申告又は申請に係る申告書及び申請書

（通関業法施行令第 6 条第 1 号）

1. 通関業務（通関業法第 2 条）：通関士の審査を必要とする。

以下、法律に規定された通関手続き(海港関係抜粋)

- ・内国貨物船用品積込承認申告
- ・外国貨物船用品積込承認申告
- ・不用船用品等取卸申告

2. 関連業務（通関業法第 7 条）：通関手続きに含まれないもの

（通関士の審査を必要としないもの）→誰が行ってもよく、通関士が代理申請できるもの
通関業法基本通達 7-1（関連業務の範囲等）

(例)

- ・外国貨物仮陸揚届
- ・外国貨物運送申告

	業務種類	代理申請の可否	料金
通関手続きに関連の ない単独の交通申請 (質問のケース)	通関業務ではない	代理申請可能	自由
通関手続きに関連の ある交通申請	関連業務	代理申請可能	掲示した料金に応じたもの※

※通関業法第 18 条：通関業者は、通関業務（第 7 条に規定する関連業務を含む。） の料金の額を営業所において依頼者の見やすいように掲示しなければならない。

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部の改正について（施行前）

○公布：令和5年12月13日

○施行：公布日から1年を超えない範囲内で政令で定める日

1. 大麻取締法の改正

- (1) 法律の名称が「大麻草の栽培の規制に関する法律」に変更
- (2) 大麻の輸出入規制を削除
→これからは麻薬及び向精神薬取締法で輸出入を規制

2. 麻薬及び向精神薬取締法の改正

- (1) 大麻を麻薬に含まれるものとして定義し、規制対象物品に追加
- (2) 化学変化により麻薬を生成するものを麻薬とみなす
- (3) 大麻関連物質の指定
- (4) 製品に含まれる THC（テトラヒドロカンナビノール）類が政令で指定する残留基準値を超えるものを規制対象に指定

大麻は、関税法第 69 条の 11 で輸入してはならない貨物となっており、税関は取締りを行っております。大麻の定義については、改正法施行後は改正した法令に基づくものとなります。

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

大麻草の医療や産業における適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、①大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備、②大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備、③大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備【大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法】

- 大麻草から製造された医薬品の施用等を禁止する規定を削除するとともに、大麻等を麻向法における「麻薬」と位置づけることで、大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とする。

(※) 「大麻等」：大麻及びその有害成分であるTHC（テトラヒドロカンナビノール：幻覚等の精神作用を示す麻薬として規制すべき成分）

「麻向法」：麻薬及び向精神薬取締法 「施用」：医薬品である麻薬を身体に投与・服用すること。

2. 大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備【大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法】

- ① 大麻等の不正な施用についても、他の規制薬物と同様に、麻向法における「麻薬」として禁止規定及び罰則（施用罪）を適用する。
(※) 大麻の不正な所持、譲渡、譲受、輸入等についても、麻向法における規制・罰則を適用（現行は大麻取締法で同様の規制有）
- ② 保健衛生上の危害発生防止のため、大麻草由来製品に微量に残留するTHCの残留限度値を設けることとする。また、大麻草由来の成分のうち、化学的変化により容易に麻薬を生じ得る一部の成分について麻薬とみなすこととする。

3. 大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備【大麻取締法】（※）大麻取締法の名称を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改正

- ① 大麻草採取栽培者の免許を区分し、大麻草の製品の原材料として栽培する場合を第一種大麻草採取栽培者免許（都道府県知事の免許）に、医薬品の原料として栽培する場合を第二種大麻草採取栽培者免許（厚生労働大臣の免許）とする。
- ② 第一種大麻草採取栽培者について、THCが基準値以下の大麻草から採取した種子等を利用して栽培しなければならないこととするなど、所要の規制を設ける。

(※) 大麻草採取栽培者が成分の抽出等の大麻草の加工を行う場合や、発芽可能な大麻草の種子の輸入を行う場合に、厚生労働大臣の許可を要することとする等の規制を設ける。

- ③ 大麻草の研究栽培を行う場合は、大麻草研究栽培者免許（厚生労働大臣の免許）を要することとする。

等

施行期日

公布日から1年を超えない範囲内で政令で定める日（3. ①及び②は、公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日）

税関庁舎停電に伴う NACCS 利用不可について

令和6年2月3日（土）、監視部分庁舎において停電を伴う電気設備点検を行う予定であり、これにより

2月3日（土） 12：00～15：30の間

横浜税関監視部取締部門（官署コード：2A）に対する NACCS 業務ができません。

※横浜税関本関監視部で対応する川崎税関支署の監視業務を含む
また、当該時間帯は電話も不通となりますのでご承知おき下さい

大変ご迷惑をお掛けしますが、上記時間帯においては、マニュアル（窓口）での手続きをお願いいたします。

NACCS 掲示板においても下記のとおり掲載しております。

【2A】 【2M】 税関官署のシステム利用停止について

公開日 2024年01月04日

下記税関官署では設備点検等による回線不通のため、停止期間中はNACCS業務の処理ができません。
停止期間中に下記官署に向けて業務を行う場合は、あらかじめ税関にお問い合わせください。

税関	官署	停止期間
横浜税関	監視分庁舎	令和6年2月3日（土）12：00～15：30
	川崎税関支署 （横浜税関本関監視部で対応する監視業務のみ）	